

社会資本整備審議会環境部会第8回
(H19.5.11) 資料1より抜粋

(3) 住宅・建築物の省エネ性能の向上

住宅・建築物に係る省エネ性能の向上

【現状】

1. 省エネ法による規制・誘導等

石油危機を背景に、省エネ法を制定。順次強化。

- (1) 省エネ基準：①昭和55年制定、②平成4年(住宅)・平成5年(建築物)強化、③平成11年再強化。
(2) 措置内容：①全ての住宅・建築物の建築主に対し、省エネ措置の努力義務。省エネ措置に関する建築主の判断の基準を制定(昭和55年(1980年))。
②大規模(2,000 m²以上)な非住宅建築物の新築・増改築等について、省エネ措置に係る届出を義務づけ。著しく不十分な場合は変更を指示・公表(平成15年(2003年))。
③・大規模(2,000 m²以上)な住宅の新築・増改築等について、省エネ措置に係る届出を義務づけ、著しく不十分な場合は変更を指示・公表(平成18年(2006年))。
・大規模(2,000 m²以上)な住宅・建築物の大規模修繕等について、省エネ措置に係る届出を義務づけ、著しく不十分な場合は変更を指示・公表(平成18年(2006年))。

2. 省エネ性能の表示・評価、融資、補助等による誘導

- ・住宅性能表示制度、CASBEEによる省エネ性能の情報発信。
- ・住宅金融支援機構において証券化ローンの枠組みを活用した金利引き下げ(住宅)、日本政策投資銀行の低利融資(非住宅建築物)による誘導。
- ・地域住宅交付金、21世紀都市居住緊急促進事業など補助等による誘導。

【課題・今後の方向】

- 省エネ措置の一層の強化について、行政コスト、国民負担、構法の特性、技術水準、市場環境等を踏まえつつ、より実効的な規制・誘導方策を検討。
- 民生用エネルギーの総合的な縮減に向けて、建物外皮と各種建築設備を総合化した省エネ評価手法の開発・基準化を検討。
- 省庁連携により、ライフスタイルも含めた、多様な側面からの省エネを推進。
- 既存ストックにおける省エネ改修の推進。
- 市場で高い省エネ性能の住宅・建築物が整備され選択されるよう、市場で共有する実効的な評価・表示システムの拡充・普及。
- 個別の建物だけではなく、街区単位等面的なエネルギー対策を検討。

住宅・建築物の省エネに係る実効性の確保

【現状】

○省エネ法において、新築時等の2,000 m²以上の住宅・建築物の建築主・所有者に対し、省エネ措置の届け出の義務づけ。著しく不十分な場合に、指示・公表。

・2,000 m²未満は、努力義務のみ。

・2,000 m²以上についても、命令・罰則は、用意されていない。

【課題・今後の方向】

○省エネ措置の一層の強化について、行政コスト、国民負担、構法の特性、技術水準、市場環境等を踏まえつつ、より実効的な規制・誘導方策を検討。

・2,000 m²以上の届出は、棟数に比べて床面積のカバー率は高く、規制の効率が低い。

・一方、面積を引き下げた場合、住宅・建築物ともに対象となる棟数は著しく増大することから、地方公共団体の審査の実情を踏まえた審査体制、基準の十分な検討が必要。

・現状の高い断熱性・気密性の確保を要する基準は、木造軸組住宅など構法によっては、施工の手間や技術水準の確保などの課題がある。このため、国民のコスト負担に配慮し、また、地域の気候風土、住文化を取り入れた評価方法の開発、これを踏まえた基準の検討が必要。

省エネ法の概要

主な内容

目的： エネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保

工場・事業場

事業者の努力義務
←判断基準の公表
←指導・助言

○一定規模以上の工場の事業者

【義務】・エネルギー管理者の選任
・中長期計画の策定
・エネルギー使用状況等の定期報告 ←指示・公表・命令

運輸

輸送事業者・荷主の努力義務
←判断基準の公表
←指導・助言

○一定規模以上の輸送事業者・荷主

【義務】・計画の策定
・エネルギー使用状況等の定期報告 ←報告・公表・命令

住宅・建築物

建築主・所有者の努力義務
←判断基準の公表
←指導・助言（住宅は指針の公表）

○一定規模以上の住宅・建築物の建築主・所有者

【義務】・省エネ措置の届出 ←指示・公表
・維持保全状況の定期報告 ←報告

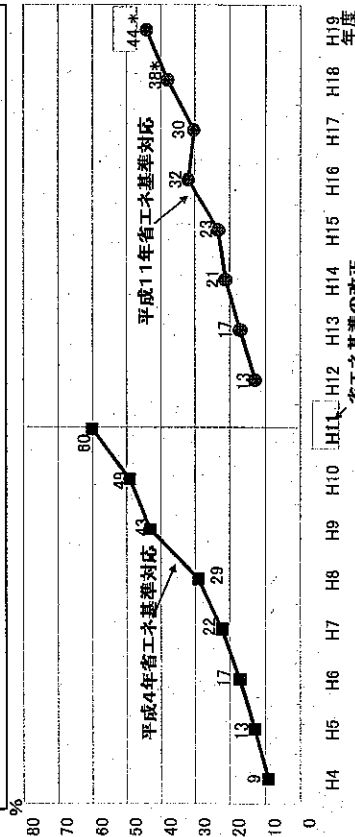
機械器具に係る措置

製造・輸入事業者の努力義務
←特定機器の判断基準の公表
←表示すべき事項の告示

○一定規模以上の製造・輸入事業者

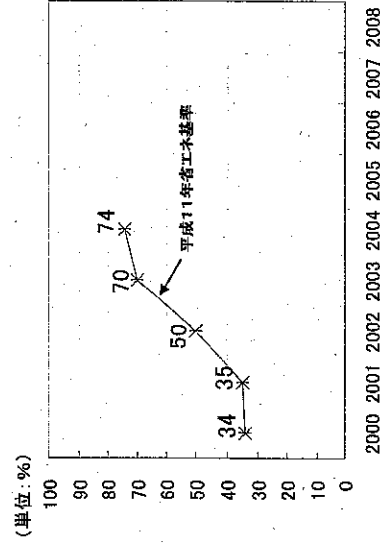
←報告・公表・命令

住宅の省エネ基準への適合率の推移



※平成4年省エネ基準の適合率は、住宅金融公庫融資の平成4年の省エネ基準に適合した住宅に対する割増融資を受けた住宅の割合
※平成11年省エネ基準の適合率は、住宅性能評価を受けた住宅のうち、平成11年省エネ基準に適合している住宅の戸数の割合
* H18、H19の適合率については国土交通省推計

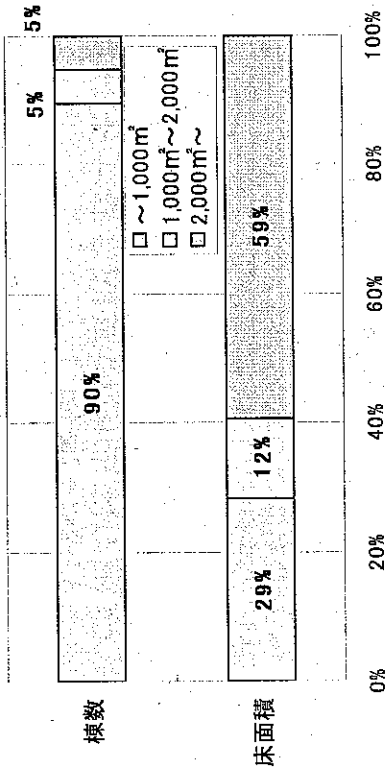
建築物の省エネ基準への適合率の推移



※省エネ基準(平成11年基準)の適合率は、届出義務を課している2,000㎡以上の建築物の割合

非住宅建築物の規模別棟数・床面積

- ・2,000㎡以上は棟数5%で床面積6割
- ・1,000㎡以上は棟数10%で床面積7割



出典：建築統計年報
平成17年度版

木造軸組住宅の断熱施工

●床と壁の取り合い部



- ・断熱材をすき間なく施工

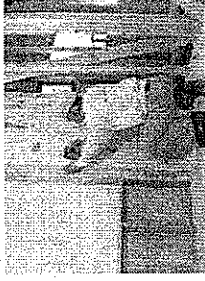


- ・乾燥木材をカットしてすき間なく施工

●筋交い部



- ・断熱材を筋交いに合わせてカット



- ・はがした防湿層をかぶせる

伝統的な環境調和型住宅のイメージ

